

規制改革会議雇用WG御説明資料

(1) 「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備」に関する検討状況について

平成28年 1 月22日

厚生労働省職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課

「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」（抄）

2 雇用分野

(2) 個別措置事項

多様な働き方の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	<p>労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく <u>事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。</u></p> <p>あわせて、そのような場合において、<u>失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組み</u>について検討を行う。</p> <p>また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。</p>	平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

実施予定事項（再就職援助計画における対象事案の明確化と周知）

・再就職援助計画（ ）について、事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく、事業転換・再編においても活用できることを、ホームページやパンフレットで明確にし、周知を図る。（平成27年度中に対応予定）

（ ）再就職支援奨励金（労働移動支援助成金の1メニュー）の支給対象者は、再就職援助計画の対象者。

【現状】

- (1) 厚生労働省ホームページ
再就職援助計画の説明
 - ・雇用のページから、更に下層のページに掲載

再就職援助計画の記載例

 - ・【事業規模の縮小】の場合の記載例のみを掲載
- (2) 再就職援助計画パンフレット
 - ・【事業規模の縮小】の場合の記載例のみを掲載



【見直し後】

- (1) 厚生労働省ホームページ
再就職援助計画の説明
 - ・雇用のページの重要なお知らせにリンクを掲載

再就職援助計画の記載例

 - ・【事業規模の縮小】に加え、【事業転換・再編】等の場合の記載例を掲載
- (2) 再就職援助計画パンフレット
(全国の労働局及びハローワークにおいて配付)
 - ・【事業規模の縮小】に加え、【事業転換・再編】等の場合の記載例を掲載

- 再就職支援奨励金（労働移動支援助成金の1メニュー）の休暇付与支援の日額の上乗せや、上限日数を6か月（180日）に拡充することにより、事業主の負担を軽減し、早期に再就職支援を開始するインセンティブを働かせることで、再就職援助計画の提出時期（ ）が大きく前倒しされることにより、失業期間を大幅に短縮することを目指す。

（ ）最初の離職者の生ずる日の1か月前までに作成することとなっている。

【現状と課題】

- 求職活動を行うための休暇は年次有給休暇とは別に付与する必要があり、事業主にとって休暇を付与することは経費面から大きな負担。
- 事業主がおおむね雇用終了1か月前に再就職援助計画を提出する結果、再就職支援奨励金を活用するタイミングが雇用終了間際となり、同助成金を活用した再就職は、6か月程度の失業期間が生じている。



【上乗せ・拡充後の見込まれる効果】

- 事業主の再就職支援の早期開始に伴う経費負担への助成として、求職活動のための休暇付与支援について日額8,000円（大企業5,000円）、上限6か月（180日）分を支給する。
- 雇用終了の6か月前から再就職援助計画の提出を受け、労働移動支援助成金の支給対象とすることにより、再就職支援の開始時期を早める。

【再就職支援奨励金（休暇付与支援）の拡充】（平成28年度予算案）

【平成27年度】

再就職支援奨励金

再就職支援

1人あたり60万円が上限

・委託総額×2/3（45歳以上 4/5）（中小企業）

・委託総額×1/2（45歳以上 2/3）（大企業）

休暇付与支援

日額 7,000円（中小企業） 4,000円（大企業）

上限 90日分

拡充

【平成28年度】

再就職支援奨励金

再就職支援

現行

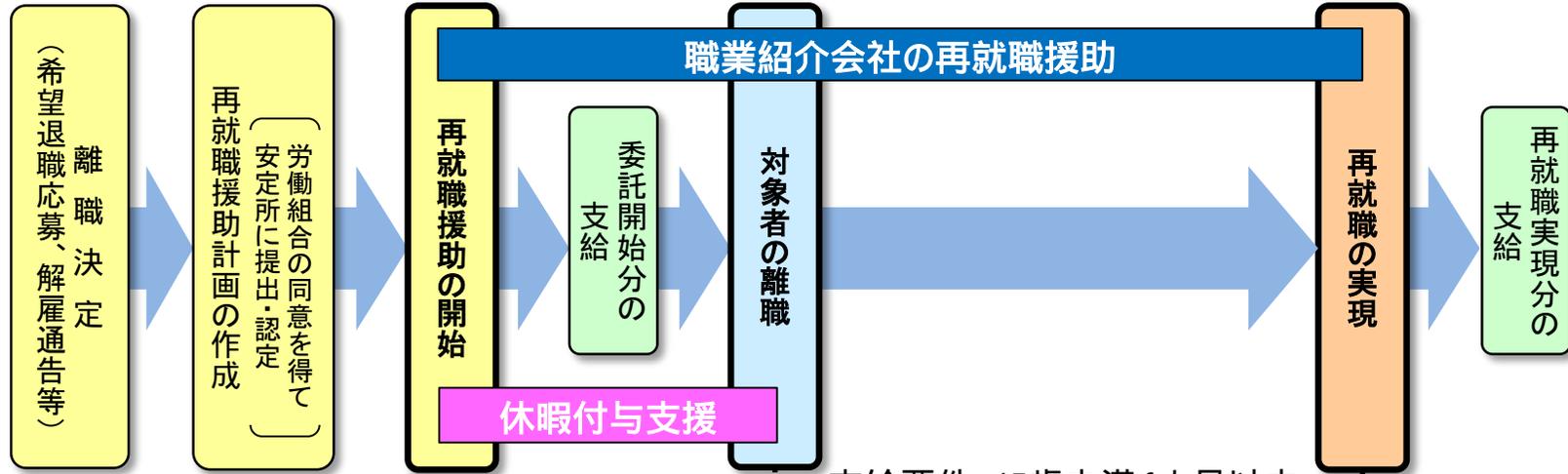
休暇付与支援

日額 **8,000円（中小企業） 5,000円（大企業）**

上限 **180日分**

事業の縮小等を行う事業主による再就職援助の現状と目指すイメージ

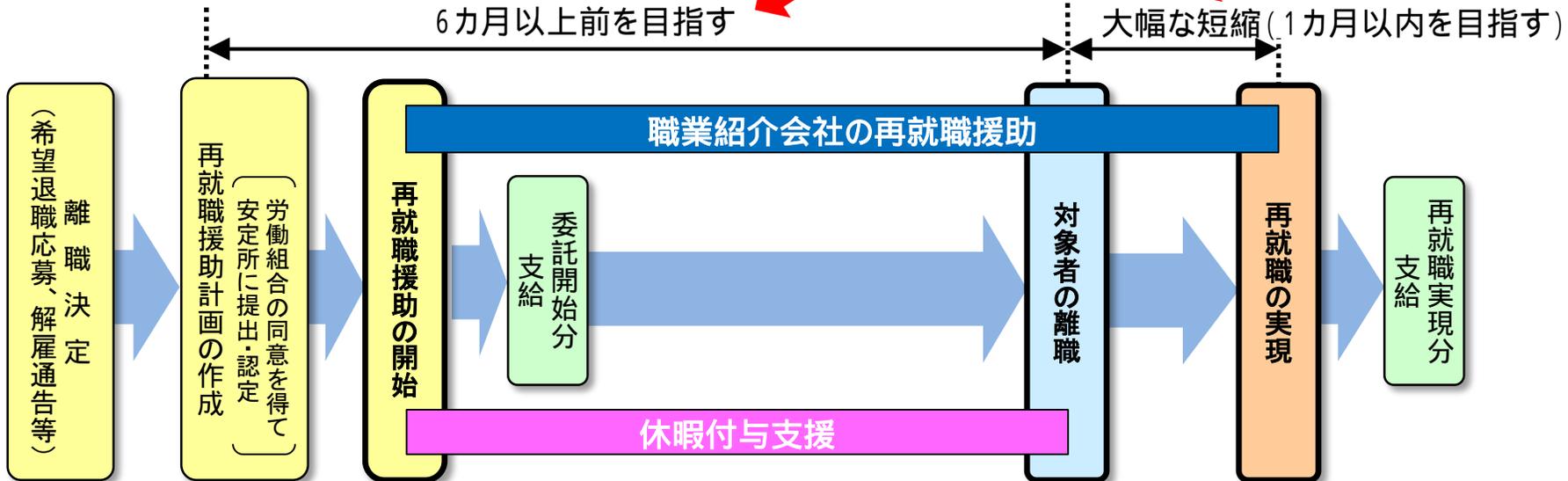
現状



支給要件: 45歳未満6カ月以内
45歳以上9カ月以内

実態: 45歳未満3.0カ月
45歳以上4.5カ月

目指すイメージ



作成期日: 1カ月以上前

6カ月以上前を目指す

大幅な短縮(1カ月以内を目指す)

求職活動のための有給休暇付与の効果

求職活動のための有給の休暇付与を受けた者は、そうでない者よりも、離職から再就職までの期間が短く、事業主の有給の休暇付与支援を受けることは、離職から再就職までの期間の短縮化に効果がある。

労働移動支援助成金の支給対象者の再就職までの期間

		平均期間 (月)
支給決定 対象者	45歳未満	3.0
	45歳以上	4.5
	全年齢	4.1

休暇付与支援を受けた場合

平均期間 (月)
3.8

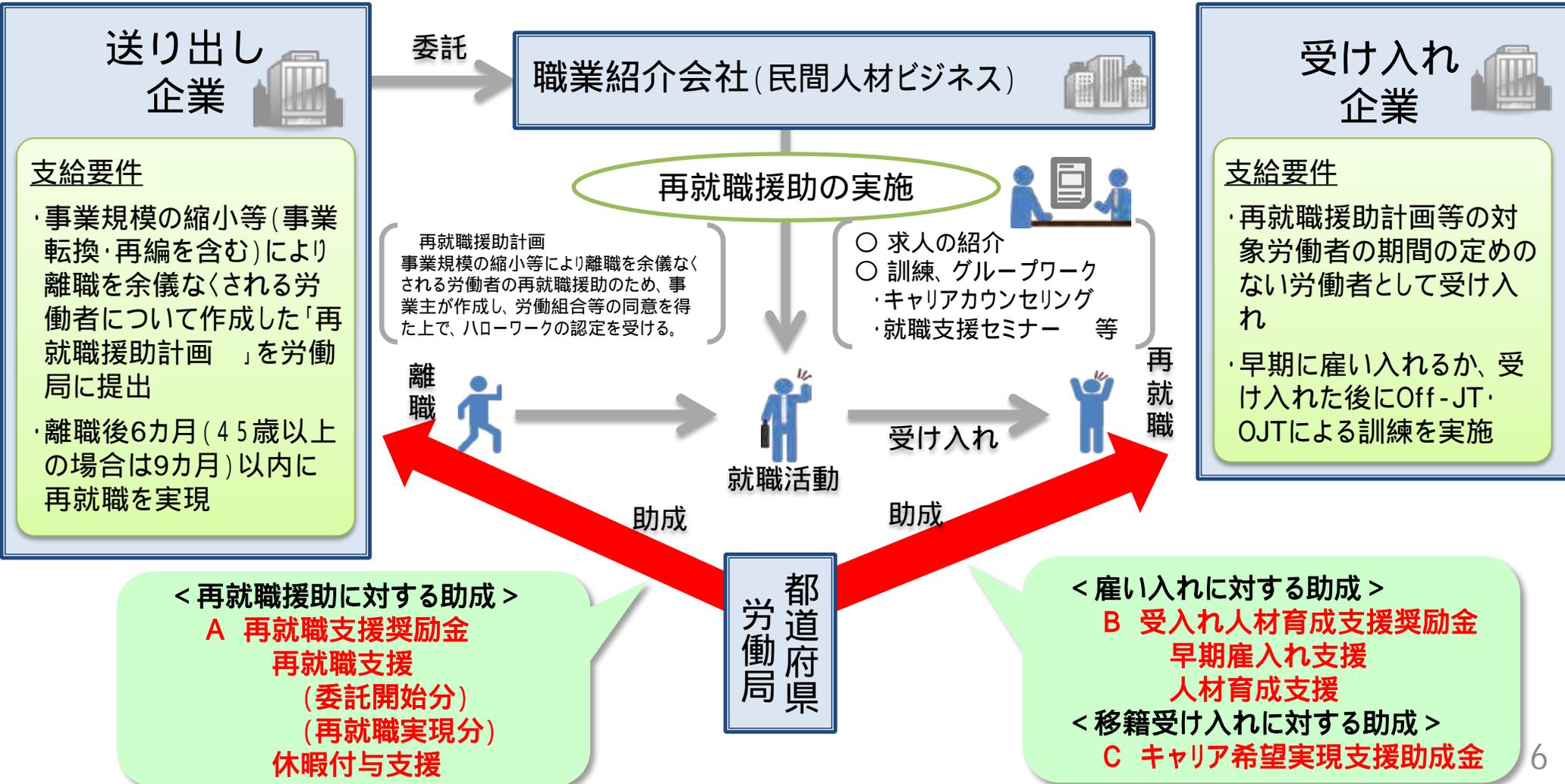
休暇付与支援を受けていない場合

平均期間 (月)
4.2

(注) 平成27年4月～11月に労働移動支援助成金(再就職支援奨励金の再就職実現分)の支給決定があったデータについて、同時に休暇付与支援の支給決定があったものとそうでないものに分け、それぞれの離職から再就職実現までの期間を調べた。

労働移動支援助成金の概要

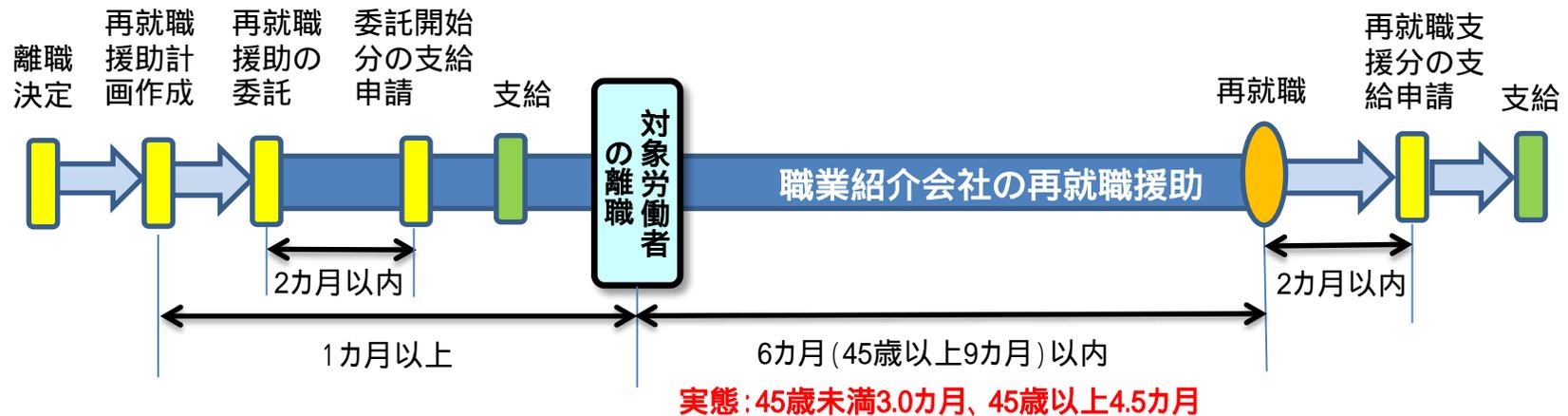
事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、職業紹介会社への委託や、休暇付与によって行う事業主に対して、その費用の一部を助成。また、離職を余儀なくされた労働者を、期間の定めのない労働者として雇い入れたり移籍で受け入れる事業主に対して助成。



A 再就職支援奨励金の概要

再就職支援

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、職業紹介会社への委託によって行う事業主に対して、その費用の一部(中小企業:45歳以上4/5、45歳未満2/3、大企業:45歳以上2/3、45歳未満1/2)を助成。



休暇付与支援

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、求職活動のための有給休暇の付与によって行う事業主に対して、その費用の一部(上限90日分(3か月分) 180日分(6か月分)に拡充、中小企業:1日7000円8000円に拡充、大企業:1日4000円 5000円に拡充)を助成。

B 受入れ人材育成支援奨励金の概要

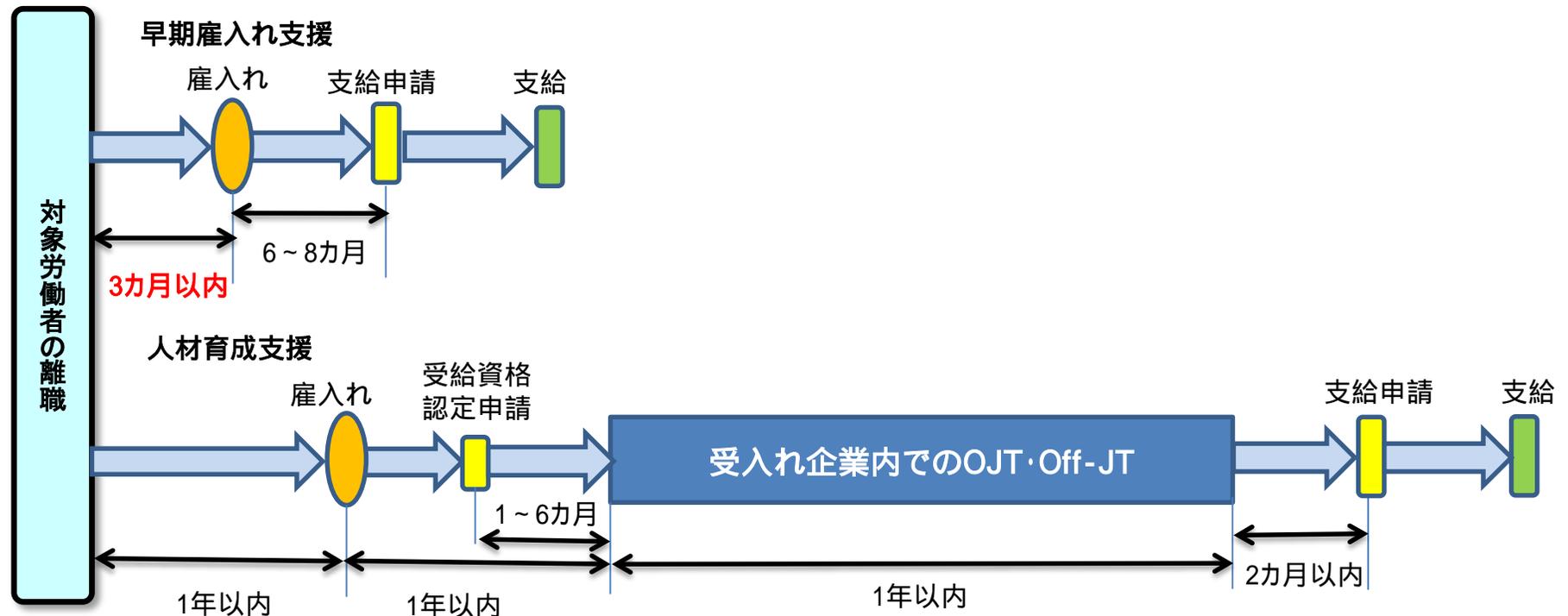
早期雇入れ支援

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期(離職後3か月以内)に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成(30万円 40万円に拡充)。

人材育成支援

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、期間の定めのない労働者として、雇入れ又は移籍()により受け入れて訓練を実施した事業主に対して、その費用の一部を助成(OJT:@700円/時・人、Off-JT: 800円/時・人+訓練実費上限30万円)。

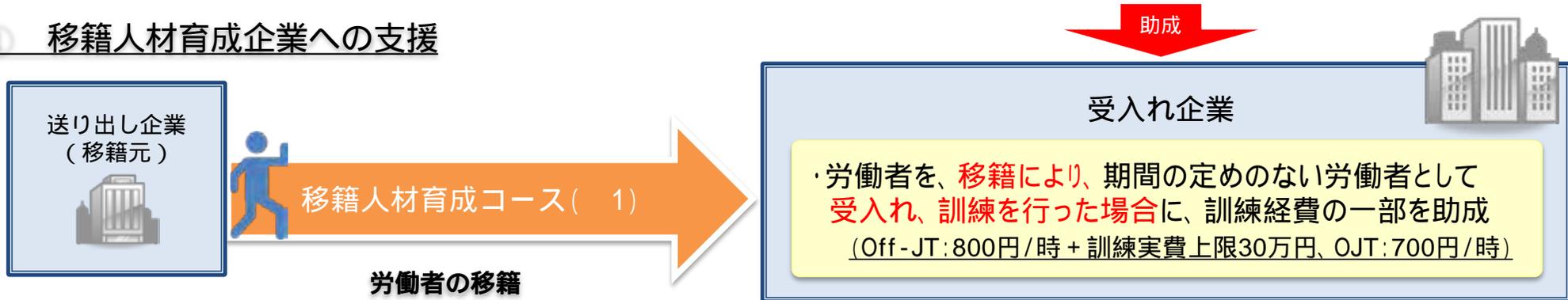
移籍については28年度から「キャリア希望実現支援助成金(仮称)」に移す予定。



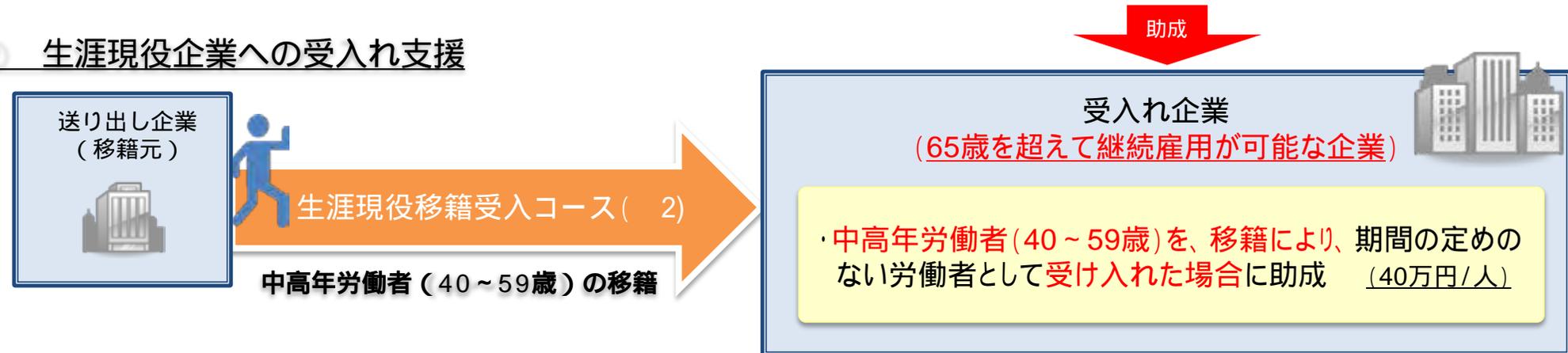
C キャリア希望実現支援助成金（仮称）の概要

労働者が職業生活全般を展望した職業生活設計を行っていく中で、65歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるよう、キャリアチェンジを希望する中高年人材の受入れや、受入れ後に訓練を実施する生涯現役企業（65歳を超えて継続雇用が可能な企業）を支援する助成措置を平成28年度に創設。

① 移籍人材育成企業への支援



② 生涯現役企業への受入れ支援



- (1) 「移籍人材育成コース」は「受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)」より移管
- (2) 「生涯現役移籍受入コース」は「移籍人材育成支援コース」と併用可能